



鳥取労働局発表
平成28年9月29日(木)

担
当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 平井 美敏
室長補佐 松村 孝也
電話 0857-29-1705

鳥取県最低賃金 「時間額715円」 10月12日(水)改正 ～必ずチェック！ 最低賃金 使用者も、労働者も。～

鳥取県最低賃金が、平成28年10月12日(水)から、
「時間額715円」に改正されます。

今年度の改正は、現行の「時間額693円」を22円引き上げるもので、時間額表示となった平成14年度以降、平成27年度の引上げ額(16円)を上回る、過去最高の引上げ額となります。

※ 鳥取県最低賃金は、年齢に関係なく、パートタイム労働者やアルバイトなどを含め、鳥取県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

【鳥取県最低賃金改正の周知等について】

- 1 鳥取労働局では、最低賃金の改正について、県・市町村、事業者団体等にポスターの掲示や広報誌への記事掲載を依頼、金融機関、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等にポスター掲示の依頼を行うほか、各種説明会、会議等においてリーフレットを配布するなど、積極的に周知を行います。(別添1)
- 2 上記の周知に併せて、拡充された中小企業・小規模事業所に対する支援策である「業務改善助成金」(別添2)、「キャリアアップ助成金」(別添3)の周知を行います。